

第 12 次阿久根市交通安全計画の修正の概要

計画の基本理念

令和 7 年度に第 3 期阿久根市まちづくりビジョンを策定し、まちづくりを推進している。「まちづくり」の担い手は「ひと」であり、「ひと」の安全と安心の確保が不可欠である。

このことは、交通安全の人命尊重の理念に繋がることから、人命尊重の理念に基づき定められた国、県と同様に 3 つの基本理念を定めた。

【新旧対照表 P 7】

第 2 章 道路交通安全についての目標

第 11 次計画の目標（年間 50 件以下）に対し、全期間において目標を達成した。この間の交通事故件数が 30 件前後で推移していることを踏まえ、第 12 次計画においては目標件数の低減を行い、年間 40 件以下を目標とした。

【第 11 次計画期間中の交通事故件数】

年	件数	年	件数	年	件数	年	件数	年	件数
R 3	28 件	R 4	29 件	R 5	31 件	R 6	26 件	R 7	23 件

【新旧対照表 P 12】

第 3 章 道路交通安全についての対策

1 最重点

過去 5 年間の交通事故において、高齢者による交通事故が多い現状を踏まえ、国や県の計画修正に合わせ、記載順を「子供と高齢者」から「高齢者と子供の安全確保」へ修正した。

【新旧対照表 P 12】

2 重点

(1) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

歩行者及び自転車の安全確保に加え、遵法意識の向上を図る必要があること、さらに、道路交通法が令和 6 年 11 月及び令和 8 年 4 月に改正されたことに伴う罰則の強化等について追記、修正した。

【新旧対照表 P 15】

(2) 生活道路における歩行者等の安全確保

令和 8 年 9 月から、生活道路における法定速度が引き下げられることについて追記した。

【新旧対照表 P 17】

3 重点推進事項（項目の新設）

近年の交通事情の変化や県計画との整合を図るため、以下の 3 項目を新設した。

(1) 先進技術の活用推進

衝突被害軽減ブレーキをはじめとした先進技術の活用が交通事故減少の要因の一つとして考えられることから、先進技術について正しく理解し活用するための広報啓発について記載した。

【新旧対照表 P 18】

(2) 外国人の交通安全対策の推進

外国人労働者が増えており、また、今後外国人旅行者が増加する可能性を考慮し、交通ルールやマナーの周知等について記載した。

【新旧対照表 P 19】

(3) 特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの安全対策の推進

近年、電動キックボードやペダル付き電動バイクなどの小型モビリティの使用が全国的にみられ、本市においてもシニアカーの使用等があることから、交通ルールの周知等について記載した。

【新旧対照表 P 20】

4 講じようとする施策について

(1) 道路交通環境の整備

ア 生活道路において、最高時速 30 キロの規制を中心とする対策である「ゾーン 30」や、それに段差や狭さく等の物理デバイスを組み合

わせた「ゾーン 30 プラス」の整備推進のほか、令和 8 年 9 月から生活道路の法定速度が時速 30 キロへ引き下げられることから、広報啓発について追記した。

【新旧対照表 P 21・22】

イ 南九州西回り自動車道の整備が進められていることから、交通規制や道路網の整備、交通事故防止対策の推進について追記した。

【新旧対照表 P 23・24】

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 高校生に対する交通安全教育の推進

令和 8 年 4 月から、普通免許等の仮免許取得可能年齢が変更（17 歳 6 か月）になったことに伴い、交通安全教育を行う必要があることについて追記した。

【新旧対照表 P 31】

イ 外国人に対する交通安全教育

今後、外国人が増加することを想定し、外国人に対する交通安全教育について追記した。

【新旧対照表 P 33】

ウ 自転車の安全利用の促進

令和 6 年 11 月に「ながらスマホ」及び「酒気帯び運転」について罰則が強化され、令和 8 年 4 月に「交通反則通告制度（青切符）」が施行されたことから、これらの広報啓発等について追記した。

【新旧対照表 P 35】

エ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

あおり運転、飲酒運転、ながらスマホに関する対策及び広報活動を行うことについて追記した。

【新旧対照表 P 36・37】

オ 新しい小型モビリティの安全対策

小型モビリティ等の交通事故や交通違反が増えていることから、交通ルールの周知等について追記した。

【新旧対照表 P 39・40】

(3) 安全運転の確保

ア 歩行者や自転車に対する安全意識向上を図るため、運転者教育を充実させることや交通労働災害の防止等について記載した。

【新旧対照表 P 44・45】

イ 交通秩序の確保のため、暴走行為の阻止や車両の不正改造の防止について記載した。

【新旧対照表 P 45・46】

(4) 救助・救急活動の充実

負傷者の救命率・救命効果向上のため、バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及や、救急救命士の養成・配置等の促進等について追記した。

【新旧対照表 P 46・47】

5 その他の修正

(1) 阿久根市文書作成のしおりの見直しに伴い、「，」を「、」に、「2桁以上の全角数字を半角」に改めた。

(2) 時点内容の修正や記載の適正化を行った。